

第 6449 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 6月 1日 月曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 新型コロナウイルスによる納税猶予特例

Q : 新型ウィルスの影響で、収入がガタ落ちで納税できません。何か救済措置はありますか？

A : 納税猶予の特例が創設されました。

【解説】

納税猶予の特例が創設され、新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった者は、1年間、国税の納付を猶予することができるようになりました。

担保の提供は不要で、延滞税もかかりません。

対象になるのは、次の①、②のいずれも満たす者です。

①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること

②一時に納税を行うことが困難であること

対象になる国税は、令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する所得税、法人税、消費税等ほぼすべての税目です。

適用を受けるには、関係法令の施行から2か月後、又は、納期限(申告納付期限が延長された場合は延長後の期限)のいずれか遅い日までに申請が必要です。

対象者は、法人の他、個人事業者、不動産所得者(青色、白色を問いません)、給与所得者、フリーランスも対象になり、要件を満たせば、黒字であっても認められることになっています。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】